

【参考】

兵庫県特定外来生物対策本部設置要綱

(設置)

第1条 県内において特定外来生物の分布が急速に拡大している現状を踏まえ、生態系や農業等に係る被害防止対策の強化を全庁横断的に検討・実施するため、兵庫県特定外来生物対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特定外来生物対策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 特定外来生物対策の推進に関すること。
- (3) その他特定外来生物対策に関すること。

(組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長、本部員及び準本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長、本部員及び準本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部長は本部を総括し、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、必要に応じて隨時開催する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員及び準本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 5 本部会議に必要があるときは、関係者の出席を求めるものとする。

(事務局)

第5条 本部に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 事務局は、環境部自然鳥獣共生課に置く。
- 4 第2項に規定する事務局長及び事務局次長は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(地域部会)

第6条 特定外来生物の対策を効果的かつ即時的に実施するため、必要に応じて地域部会を設置する。

- 2 地域部会は、県民局長又は県民センター長が設置する。
- 3 地域部会に関する事項は別に定める。
- 4 地域部会で決定等した事項は、本部長へ報告するものとする。

(幹事会)

第7条 本部には、本部の業務を遂行するため、幹事会を置く。

(補 足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月8日から施行する。

(ナガエツルノゲイトウ防除対策会議の廃止)

- 2 ナガエツルノゲイトウ防除対策会議（令和5年11月27日設置）は、廃止する。

別表第1（第3条関係）兵庫県特定外来生物対策本部の構成員

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	農林水産部長 環境部長 土木部長 神戸県民センター長 阪神南県民センター長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民センター長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長
準本部員	総務部・財務部総務課長 企画部総務課長 県民生活部総務課長 危機管理部総務課長 福祉部総務課長 保健医療部総務課長 まちづくり部総務課長 企業庁総務課長 病院局企画課長 教育委員会事務局総務課長

別表第2（第5条関係）兵庫県特定外来生物対策本部事務局の構成員

事務局長	環境部次長
事務局次長	環境部自然鳥獣共生課長